

「温泉施設利用券」および「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため「温泉施設利用券 |および「はり・きゅう・マッサージ施術券 |を交付いたします。 交付日程等は次のとおりですが、ご都合のつかない方や交付日前に必要な方は、千畑庁舎福祉保健課または六 郷庁舎・仙南庁舎の総合サービス課で申請してください。

(総合サービス課で申請された場合は後日、ご自宅へ券を送付いたします。)

交付日程●

会 場	交付日	時間	持ち物
仙南保健センター	4月6日(月)	午前9時30分~午後3時まで	印 鑑
	4月7日(火)	午前9時30分~正午まで	※印鑑をお忘れの場合は交付
六郷保健センター	4月8日(水)	午前9時30分~午後3時まで	できません。
	4月9日(木)	午前9時30分~正午まで	
	4月10日(金)	午前9時30分~午後3時まで	
千畑保健センター	4月13日(月)		
	4月14日(火)	午前9時30分~正午まで	2007670

	名 称	内 容	対象者		
	温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。 町内温泉施設 3 カ所で利用できます。	町内に住所を有する満65歳		
	はり・きゅう・マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	以上の方		

- ※平成21年度中に満65歳の誕生日をむかえられる方は誕生月の初日から申請できます。
 - 例)昭和19年8月16日生まれの方 → 8月1日から申請・利用できます。
- ※平成20年度に発行した券は4月1日からは使用できませんのでご注意ください。

温泉施設利用券(ラベンダー色)・・・使用できません。

はり・きゅう・マッサージ施術券(オレンジ色)・・・使用できません。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)

介護用品を給付します

在宅介護者の負担軽減のため介護用品給付事業を実施します。介護用品の給付を希望される方は次のとおり 申請してください。

給付内容●紙おむつ・尿取りパット

対 象 者●次の①か②に該当する方を介護している方(一人暮らしの場合は本人)

- ①介護保険の要介護認定において要介護4または5と認定された方
- ②特別障害者手当または障害児福祉手当受給者

申請に必要なもの●介護保険被保険者証または障害者手帳、印鑑

給付時期●4月、6月、8月、10月、12月、2月

後場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)

千畑福祉センター ☎0187(85)2294

六郷福祉センター ☎0187(84)0378 仙南福祉センター ☎0187(83)2122

除雪や家周りの手入れ等日常生活を支援します

高齢者の在宅生活を支援するため、軽度生活援助事業を実施します。ご利用を希望される方は、次のとおり 申請してください。

事業内容●玄関前の除雪、家周りの手入れなど

対 象 者●65歳以上の方のみの世帯で、軽度な日常生活上の援助を必要とする方

ただし、町民税非課税世帯に限ります。

利用料金●シルバー人材センターの単価の1割の金額(例:除雪1時間1,000円 → 1割負担なので利用料は100円) 申請に必要なもの●印鑑

申請窓□●・千畑庁舎福祉保健課 福祉班 ・六郷、仙南庁舎総合サービス課 ・美郷町シルバー人材センター



② (千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)



「退職者医療制度」をご存知ですか

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる65歳未満の人とその被扶養者 は、「退職者医療制度 | でお医者さんにかかります。自己負担割合は一般の国保加入者と同じです。

対象になる人●次の条件のすべてに当てはまる人(退職被保険者本人)とその被扶養者です。

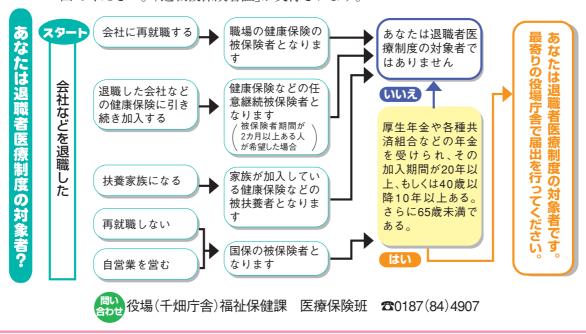
- ①国保に加入している人 ②65歳未満の人
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降 10年以上ある人

被扶養者(扶養家族)とは

退職保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- 1. 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁でもよい)と、3 親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- 2. 国保の加入者で65歳未満の人 3. 年間の収入が130万円(60歳以上や障害者は180万円)未満の人

対象になる日●年金の受給権が発生した日です。年金証書などを受け取ったら14日以内に保険証、印かん、 年金証書などを持って福祉保健課(千畑庁舎)または六郷・仙南庁舎の総合サービス課に届け 出てください。「退職被保険者証 | が交付されます。



平成21年度美郷町奨学生を募集します

町では、経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。 対 象 者●保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難である人

※他の奨学資金団体の貸与が決定した場合は、本町の奨学金を受けることができません。

受付期間●4月1日(水)~5月15日(金)

提出書類●①奨学生願書(4月1日から学務課で配布するほか町ホームページからもダウンロードできます)

- ②平成20年の世帯全員の所得がわかるもの(町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し)
- ③本人および保証人の住民票
- ④入学先の在学証明書
- ⑤高校生は出身中学校の成績証明書、大学・短大・専門学校は出身高校の調査書
- 提出 先●町教育委員会学務課(千畑庁舎2階)
- 貸与決定●6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

貸 与 額●大学・短大・2年以上の専門学校 月額4万円 月額1万5千円

償還方法●卒業の月の1年後から10年以内(無利子)※返還は原則として年賦または半年賦となります。



町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学務班 ☎0187(84)4914(内線2204)